

令和6年 神奈川県議会 防災警察常任委員会にて

## ■ 災害時のトイレの問題について 質疑いたしました。

### ◆小野寺慎一郎委員

公明党の小野寺です。よろしくお願ひいたします。  
私から、これ、さとう委員が本会議でもおやりになっていましたけれども、災害時のトイレの問題について、何点かお伺いをしたいというふうに思うんです。

能登半島地震、特に、ライフラインが断絶して、先ほど御答弁にもあったようにまだ断水が続いているというような状況の中で、トイレの確保というのは大問題に今回もありました。これ、下水道が発達して水洗トイレが普及したということで起きてきている問題だというふうに思うんですけども、阪神・淡路大震災の頃から大規模な災害が起きるたびに問題になってきたと。水や食料の備蓄というのはよくよく言われることなんですが、トイレの備蓄までには、なかなか何ていうか、気持ちが回っていかないこともあります。

そこで、災害時のトイレの備蓄に関連した何点か伺いたいと思うんですが、まず、簡潔に2点確認をさせていただきたいんですが、この災害時にトイレが使えなくなる理由、先ほど断水ということを申し上げましたけれどもそれが一つ。もう一つは、この、災害時にトイレが使えなくなることによって様々こういう健康面での問題だと、いろいろなことが起きてくると思うんだけども、避難者とかあるいは避難所にどういった問題が起きてくるのか、この2点、確認をさせてください。

### ◎危機管理防災課長

大規模災害発生時には、断水により水洗トイレに流す水が確保できなくなるほか、配水管、下水管の損傷や下水処理施設の停止により、し尿を下水管に流れなくなります。また、停電により受水槽に送るポンプが止まることにより水洗トイレが使えなくなるということもあります。

また、災害時にトイレが使えなくなることにより、汚物があふれて悪臭が発生したり、感染症のリスクが高まるなど、環境面や衛生面での問題が発生をいたします。また、こうした状況を目の当たりにすると、トイレの使用を控えようとして食事や水分の摂取を控えてしまい、栄養状態の悪化や脱水症状、エコノミークラス症候群といった健康被害が引き起こされる率が高まり、最悪の場合は災害関連死につながる可能性もあります。

◆小野寺慎一郎委員

今、おっしゃったとおりだと思うんです。

ただ、神奈川県は、こうした大規模の災害にこの間見舞われていないので、なかなかこのリアルな状況というのは、我々もあまり体験することもなくきていますので、しっかりと、今、被災している地域に本県からも職員が大勢行っていますので、その辺の状況もしっかりと聞いて、御認識をしていただきたいというふうに思います。

次に、この災害時のトイレ、様々な種類があると思うんですが、これ、どんなトイレをどのぐらい備蓄しているのか教えてください。

◎危機管理防災課長

県の備蓄状況についてお答えします。

これまで、仮設トイレ、組立て式トイレ、簡易型トイレを約2万6,000台、携帯用トイレを約41万回分備蓄しており、今年度、トイレプロジェクトの一環として約100万回分の携帯用トイレを追加で購入をいたしました。さらに、令和6年度当初予算で、能登半島地震を踏まえた緊急対策として約35万回分の携帯トイレ購入の予算を計上しております。

◆小野寺慎一郎委員

すみません、今、御答弁いただいた中で最初のほうに、2万6,000基用意をされているというのは、どんなトイレでしたっけ。

◎危機管理防災課長

仮設トイレと組立て式トイレと簡易型トイレ合わせて2万6,000台でございます。

◆小野寺慎一郎委員

その中に、県としてはマンホールトイレというものを備蓄はされているんですか。主に市町村の仕事だと思うんですけども。

◎危機管理防災課長

マンホールトイレとしての備蓄としてあるかどうかというのは、ちょっと整理をしておりません。今、仮設トイレ、組立て式トイレ、簡易型トイレとして、情報を把握しているというところです。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。

マンホールトイレといつても、割と下水直結型でありますけれども、組み立てるというか、ユニットそのものはそんなに難しい形ではないというふうに承知しているので、恐らくこの中に入っているのかもしれませんね。

次に、この市町村の取組について確認をしたいんですが、県は、この災害対策に関する市町村の自助・共助の取組などに対して、地域防災力強化事業費補

助金によって財政支援をしているというふうに承知しているんですが、避難者への対策としてはどのようなものがあるのか、お伺いをいたします。

◎消防保安課長

主なものといたしましては、避難所における資機材の整備を補助対象にしております。これは、風水害対策事業ということが主になります。補助率は2分の1ということになっております。さらに、令和6年度当初予算案では、新たに能登半島を踏まえた緊急事業対策として、孤立化する危険のある地域における被災者向けの備蓄食糧、それから携帯トイレ、非常用電源の資機材の整備をメニュー化しております、こちらも補助率は2分の1としております。

◆小野寺慎一郎委員

令和4年度の補助実績について確認をさせてください。

◎消防保安課長

こちらも、風水害対策事業ということでお答えいたしますが、交付決定額につきましては、全体の話として13億6,000万円、そのうち避難者への対策を補助の対象としている風水害対策事業での補助決定額は2億9,000万円となっております。風水害対策事業では、県内31市町村から申請がございまして、主な内容としては、携帯トイレ、それからマンホールトイレなどの災害用トイレの整備、防災ラジオの整備、避難所の生活環境を改善するための備蓄食糧や資機材の整備などとなっています。

◆小野寺慎一郎委員

その中でも、トイレに対しての支援というのはしっかりとされているということが分かりました。

今、災害時のトイレ対策を含めて行政の取組を確認させていただいたんですけれども、トイレについては、私はこれ、基本的に自助というのは必要、大切なんじゃないかというふうに思っています。

東日本大震災のときも、避難所に仮設トイレが行き渡るまで66%の自治体が4日以上かかっているというんです。その間は、本当に自分で何とかしなければいけないという状況であります。特に、携帯トイレというのは、断水したときに非常に簡便に使えるということがありますので、こういった家庭で災害時のトイレの備蓄、大変重要だと思っているわけですが、これ、どれぐらい進んでいるのかというのは県では把握されていますか。

◎危機管理防災課長

一般社団法人日本トイレ協会が公表しております、災害用トイレの備蓄状況に関するアンケート調査というのがございます。その結果によりますと、災害時用のトイレを備蓄していると回答したのは、全体の2割強にとどまっておりまして、7割以上の方が備蓄をしていないという回答をしているということになります。

#### ◆小野寺慎一郎委員

そうですね、2割強の方にしても、どれぐらい備蓄が充実しているのかというのは、ちょっとこの数字からでは分かりませんけれども、いずれにしても、この災害時のトイレの備蓄、これを家庭で進めさせていただくことというのは、大変大事なことだというふうに思っています。

今、ちょうど能登の状況というのが報道でも知るところになっていますから、大変関心が強い時期ですから、こういうときを捉えて、しっかり県としても、アピールしていってもらいたいと思うんだけれども、これまで家庭での災害時の備蓄を進めるために、県としてはどういう取組を進めていらっしゃいましたか。

#### ◎危機管理防災課長

大規模災害が発生するたびに課題となるトイレの確保の問題に対応するためには、県は、災害時トイレプロジェクトを推進しております。

県のたより9月号に、携帯トイレの使用方法、段ボルトトイレの組立て方などを掲載したほか、昨年の関東大震災100年事業として開催した、かながわ消防防災フェアなどのイベントを活用し、災害時のトイレの備蓄について啓発に取り組むことで、家庭におけるトイレ対策の強化を図ってまいりました。

#### ◆小野寺慎一郎委員

こうした活動、大変大事だというふうに思います。中には、大変立派なリーフレットを用意している県や市もありますけれども、よくはできているなと思うんだけれども、今さら、紙でなかなか配り切れないだろうなという、そういう思いもあります。だからといって、1回限り、例えば、今、県のたよりに出す、これも大事なことだと思いますし、ホームページでいろんな使い方などを御案内するのも大事だと思うんだけれども、やっぱり県民の隅々まで、こうした情報を届けするということも大切だと思いますので、今後はSNSなどもぜひ活用していただいて、県民の方々お一人お一人にこのトイレの備蓄の重要性をしっかりと訴えていただきたいというふうに思います。

そこで、今後、県は災害時のトイレ対策にどのように取り組むのか、お伺いをいたします。

#### ◎危機管理防災課長

今年度中に、携帯トイレの使用方法や段ボルトトイレの組立て方などを解説する動画を作成しまして県ホームページで公開するほか、委員から御指摘もありましたSNSなども活用しながら、普及啓発に努めていきたいと考えています。また、能登半島地震の被災地支援に当たっている県の防災アドバイザーの助言を得て、県の避難所マニュアル策定指針の内容の充実を図り、市町村の避難所ができるトイレ対策の充実につなげていきたいと考えています。

今回の能登半島地震のトイレ対策を含めた応急対策は、今後、検証が行われ、国の防災基本計画にも反映されることになると見込まれています。県としても、

今後、適切なトイレ対策について検討を進めていきたいと考えています。

◆小野寺慎一郎委員

災害時のトイレ、これ先ほど2万6,000とか、いろいろ大変な数が出てきましたけれども、やっぱり被災した地域の外からの支援によって確保するということになると思うんですけども、今回の能登半島地震のように道路が寸断されてしまうと、そういうものの、なかなか、その肝腎な被災者に行き渡るのが遅くなってしまうことがあるというふうに思いますので、初動期においては、被災地の中で自前でというか、特に、家庭で備蓄しているトイレが大変重要になってくると思いますので、引き続き、家庭におけるトイレの備蓄が進むように、市町村などと連携して普及啓発を進めていただきたいとお願いを申し上げまして、次の質問に入ります。

次は、被災者生活再建支援について伺います。

今回の能登半島地震のような大規模災害により、住み慣れた家が倒壊をする、あるいは半壊をする、それによって生活基盤を失ってしまった被災者の方々、そうした方々の生活の再建と、あるいは速やかな生活の安定のための支援というのは、大変重要であるというふうに思っています。今回も能登地方の惨状を見て、神奈川県民の皆様も自らに引き寄せて大変不安を感じている、そんなふうにも思っております。そこで、被災者の生活再建に係る支援について何点かお伺いをいたします。

まず、被災者生活再建支援法についてお伺いをいたします。

この法の目的と制定の経緯について確認をさせてください。

◎危機管理防災課長

被災者生活再建支援は、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受けた方に対し、相互扶助の観点から、全ての都道府県が拠出した基金を活用して支援金を支給し、被災者の生活の再建と安定に資することを目的として平成10年につくられた法定の制度でございます。

この制度は、阪神・淡路大震災によって、住宅が全壊することなどにより、多くの被災者が自立した生活の再建が困難となったことを契機として、全国知事会において災害総合支援基金の創設に関する決議を行い、関係機関により検討が進められ、最終的に議員立法により成立したものでございます。

◆小野寺慎一郎委員

分かりました。

次に、この被災者生活再建支援法を適用する条件についてお伺いします。

◎危機管理防災課長

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火といった自然災害による、そういう被害において、10世帯以上の住宅が全壊した市町村や100世帯以上の住宅が全壊した都道府県などに対し支援法が適用されます。

◆小野寺慎一郎委員

それでは、この支援金の支給額、これはどのようになっていますか。

◎危機管理防災課長

例えば、世帯の構成員が2人以上の世帯で全壊した場合は、被害の程度に応じた基礎支援金として100万円が支給され、新たに建設・購入した場合は、再建方法に応じた加算支援金として200万円が支給され、最大300万円が支給される、このような仕組みになっております。

◆小野寺慎一郎委員

最大300万円ということで、なかなか被災の実態、被害の実態を考えると、決して十分とは言えない金額だと思いますけれども、それでもこうした公助の仕組みというのがある以上、しっかり被災者の方に使っていただかないといけないというふうに思っていますが、これまで、この法の適用というのは、神奈川県においてあったんでしょうか。

◎危機管理防災課長

令和元年の台風15号では、横浜市が、制度創設後、本県で初めての適用を受けたことに加え、同年に発生した台風19号では、川崎市、相模原市が適用を受けております。

◆小野寺慎一郎委員

今回の能登半島地震では、全壊、半壊以外にも一部損壊の被害を受けた住宅が多いような気がするんです。一部損壊であっても、なかなかそこで本当に生活を続けることができるのかどうかというのは大変心配されるところなんですが、こうした住宅の被害に対しては、どういった支援があるんでしょうか。

◎危機管理防災課長

災害救助法に基づく救助として、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理などございます。住宅の被害状況によって救助の対象となる内容が定められておりまして、例えば、応急仮設住宅の提供は全壊の世帯、住宅の応急修理は半壊の世帯が対象となっております。

◆小野寺慎一郎委員

別の法律で動いていくということですね。分かりました。

この被災者生活再建支援法の適用に満たない自治体、先ほどその自治体の適用のいろんな要件というのを説明いただきましたけれども、その適用に満たない自治体、こうしたところは、一件一件の被害は同じような状況で被災しているんだけども、適用が受けられないということで不公平も生じてしまうと思うんですけども、そこで、公平性を保つために、この広域自治体である県としてどういった支援が行えるのか、そこを御説明ください。

### ◎危機管理防災課長

令和元年の台風では、先ほど答弁いたしました政令市3市が、法に基づく支援を受けることになったことから、法が適用された地域とそれ以外の地域で同程度の被害を受けた被災者への支援に格差が生じることになりました。そこで、同じ災害により被害を受けた法適用外の市町村の世帯に対しても、本県独自の支援制度を令和元年に創設して、この令和元年の台風に対して支給実績を上げております。

支援の内容は被災者生活再建支援法に準じており、住宅が全壊した世帯に対しては、最大で300万円が支給されます。

### ◆小野寺慎一郎委員

支援法と同等の、神奈川県による支援も行われるということが分かりました。この大規模災害時の被災住宅の支援については、これ今、御説明いただいている、被災者が可能な限り公平に支援を受けられるように、そうした神奈川県の仕組みがあるわけです。この被災者目線に立った取組をしっかりとこれからも行っていただきたいということを御要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。